

議案第78号

取手市印鑑条例の一部を改正する条例について

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年12月5日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されることを踏まえ、所定の要件を満たした場合には成年被後見人が印鑑の登録を受けることができるよう、印鑑の登録資格に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市印鑑条例の一部を改正する条例

取手市印鑑条例（平成3年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、意思能力を有しないことにより印鑑の登録を受けることが適当でないと認められる者として規則で定めるもの</u></p> | <p>(登録資格)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> |

付 則

この条例は、令和元年12月14日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。